別表第二　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する省令の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する規則 （業務） **第一条**　放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（第一号において「施行規則」という。）第二十条第四項第七号ただし書、第二十二条第二項第三号ただし書及び第二十六条第一項第九号本文の指定を受けた者（以下「指定記録保存機関」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。 一　施行規則第二十条第四項第七号本文及び第二十二条第二項第三号本文の記録（以下単に「記録」という。）の引渡しを受け、保存を行うこと。 二　［略］ （欠格条項） **第五条**　原子力規制委員会は、第二条の規定により指定の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同条の指定をしてはならない。 一　放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）又は同法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 ［二・三　略］	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の規定に基づく記録の引渡し機関に関する省令 （業務） **第一条**　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（第一号及び附則第二項において「規則」という。）第二十条第四項第七号ただし書、第二十二条第二項第三号ただし書及び第二十六条第一項第九号本文の指定を受けた者（以下「指定記録保存機関」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。 一　規則第二十条第四項第七号本文及び第二十二条第二項第三号本文の記録（以下単に「記録」という。）の引渡しを受け、保存を行うこと。 二　［同上］ （欠格条項） **第五条**　［同上］ 一　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）又は同法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 ［二・三　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第三　原子力規制委員会組織規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
第一条　［略］ ２　緊急事態対策監は、原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。）に起因する事故（以下「原子力事故」という。）による緊急の事態の発生の防止及び緊急の事態への対処に関する事務を総括整理する。 ３　核物質・放射線総括審議官は、命を受けて、原子力規制委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務に関する国際協力、原子力事故による災害の防止、核燃料物質、放射性同位元素その他の放射性物質の防護、原子力の平和的利用の確保のための規制、放射線による障害の防止並びに放射性物質、放射線又は放射能の水準の監視及び測定に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。 ［４～７　略］ （総務課の所掌事務） **第三条**　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～十三　略］ 十四　原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）における安全の確保に関すること。 ［十五～二十四　略］	**第一条**　［同上］ ２　緊急事態対策監は、原子力事故（原子力規制委員会設置法第四条第一項第十号に規定する原子力事故をいう。以下同じ。）による緊急の事態の発生の防止及び緊急の事態への対処に関する事務を総括整理する。 ３　核物質・放射線総括審議官は、命を受けて、原子力規制委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務に関する国際協力、原子力事故による災害の防止、核燃料物質の防護、原子力の平和的利用の確保のための規制、放射線による障害の防止並びに放射性物質、放射線又は放射能の水準の監視及び測定に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。 ［４～７　同上］ （総務課の所掌事務） **第三条**　［同上］ ［一～十三　同上］ 十四　原子力利用における安全の確保に関すること。 ［十五～二十四　同上］